

令和 8 年度東京子供応援協議会 議事録

令和 8 年 6 月 29 日（月）

オンライン開催

1 開会挨拶

東京子供応援協議会会長 東京都知事 小池 百合子

(※ビデオメッセージ全文)

皆様、こんにちは。「東京子供応援協議会」会長 東京都知事の小池百合子でございます。総会にご参加いただきありがとうございます。

子供たちを大切に育むために、皆様がそれぞれのお立場で地域での健全育成活動に日々尽力されていることに敬意を表したく存じます。

何が起こるか分からないこの時代、子供が未来への希望を持ち、自ら伸び、育っていくには、一人ひとりに寄り添い、それぞれの意見にしっかりと耳を傾けること。これが大切です。

今日は『まちで育てることはまちが育つこと―「まち保育」のススメー』をテーマに、横浜市立大学大学院教授の三輪律江さんにご講演を賜ります。この場で得た知識や気づき、ぜひ今後の活動にお役立てください。

東京都は、チルドレンファーストの社会を築くため、地域での居場所づくりや相談対応、ヤングケアラー対策の強化などを通じまして、子供たちの健やかな成長を支えてまいります。これからの時代を担う子供たちの想いを地域全体で受け止め、成長を見守ってまいります。ありがとうございました。

2 基調講演

演題 「まちで育てることはまちが育つこと—『まち保育』のススメ—」

講師 横浜市立大学大学院 都市社会文化研究科教授 三輪 律江

講演要旨

(1)「まち保育」の考え方

「まち保育」とは、保育施設や教育施設の中だけで子どもの育ちを支えるのではなく、地域に存在する様々な人、場所、資源を保育や子育てに活用しながら、子どもと地域との関係を育む取組であるとの説明があった。子どもの育ちに地域を開いていくことは、結果として地域そのものの活性化や関係性の創出につながるとの考え方が示された。

また、「まち保育」は「まちで育てる」「まちで育つ」「まちが育てる」「まちが育つ」という四つの段階で整理することができ、地域社会と子どもとの日常的な関わりが積み重なることで、子どもを地域全体で支える意識が形成されるとの説明があった。

(2)保育施設と地域との関係づくり

保育施設における園外活動の実態や、その活動を可視化する「お散歩マップ」の取組について紹介があった。

調査の結果、保育施設は公園のみならず、商店街や道路空間など、多様な地域資源を保育活動に活用していることが確認された。また、保育施設職員は子どもの発達や保育のねらいに応じて、活動場所を選定していることが示された。

さらに、「お散歩マップ」を活用したまち歩きやワークショップを地域住民と共に実施した結果、地域住民が保育活動への理解を深め、子どもたちとの接点を持つようになった事例が紹介された。こうした活動を継続することで、地域住民から「この子たちは地域の子どもである」との認識が生まれ、地域による見守り意識や当事者意識の醸成につながったとの説明があった。

(3)子どもの育ちと地域環境

子どもの育ちには「群れ」と「真似」が重要な役割を果たしており、多様な人との関わりの中で成長することができるとの説明があった。

一方で、少子化や核家族化の進行により、保護者や子どもが他者の育児や遊びを見て学ぶ機会が減少していることが指摘された。また、子どもの発達や子育てに関する情報を個人で受け取ることが増えたことで、保護者が孤立感や不安を抱えやすい状況も生じているとの見解が示された。

家庭だけでなく地域全体で子どもの育ちを支える環境づくりが必要であり、多様な世代

との交流や日常的な関わりが、子ども自身の成長や保護者の安心につながると説明された。

(4)乳幼児期における地域とのつながり

複数自治体において実施した調査結果を基に、乳幼児を持つ家庭の生活圏（「乳幼児生活圏」）は非常に限定的であるとの説明があった。

保護者は、子どもとの外出先を選ぶ際に「自宅から近いこと」を最も重視する傾向があり、「乳幼児生活圏」となる実際の行動範囲はおおむね 300 メートルから 500 メートル程度の範囲に集中していることが示された。

また、身近な地域で多様な人や場所と接する機会がある家庭ほど、地域への愛着や定住意識が高い傾向が見られた。一方、同じ場所にのみ通う家庭や地域外に依拠する度合いが高い家庭では、地域とのつながりが希薄となる傾向が確認された。

乳幼児期の地域との関わりは、子どもの成長のみならず、保護者の安心感や地域コミュニティの形成にも重要な意味を持つとされた。

(5)妊娠期からの切れ目ない支援の必要性

妊娠期から子育て期にかけて、地域とのつながりを支援する重要性について説明があった。

調査によると、第一子の里帰り出産を経験した保護者は、直前まで就労して勤務先と自宅の往来という生活の中では子育てを行う地域について十分な情報を得られないまま育児を開始することが多く、地域での子育てに不安を抱えやすい傾向が見られた。さらに、出産後はそれまでの自由で広域だった行動範囲が急激に狭まり、地域との接点も培いづらくなることが示された。

このため、妊娠期から自らの暮らす地域を知り、地域資源や支援機関との接点を持つことが重要であり、地域を知る機会づくりや相談体制の充実が求められるとの提言があった。

(6)「子育て支援」の視点

「子育て支援」という言葉だけではなく、「子育て支援」という視点が重要であるとの説明があった。

少子化や共働き世帯の増加により、子どもが育つ環境は大きく変化している。こうした状況の中では、子どもを持つ家庭だけでなく、地域住民を含めた多様な主体が子どもの育ちを支えることが重要であるとされた。

また、子どもが安心して過ごせる居場所や、多世代が自然に交流できる環境を子どもたちの生活圏に近い身近な地域の中に増やしていくことが求められるとの見解が示された。さらに、子どもと関わるのが特別な活動ではなく、日常生活の中で自然に実現できる地域づくりを進めていく必要があると説明された。

(7)今後の地域づくりに求められる視点

地域の空きスペースや公共空間などを活用し、子どもと地域住民が緩やかにつながる仕組みをつくるのが重要であるとの説明があった。

また、保育施設や子育て支援施設は子どもを預かる場にとどまらず、地域住民や行政、関係機関をつなぐ役割も担うことができるとの見解が示された。

その上で、妊娠期から乳幼児期、学童期、思春期までを切れ目なく捉え、子どもの成長に応じた地域との関わりを支える仕組みづくりが必要であるとまとめられた。

(8)質疑応答

質問

保護者が子育て環境を選択する際に「近さ」を重視するとの研究結果を踏まえ、保育所や児童福祉施設が身近にない保護者に対し、保育所としてどのような支援ができるかとの質問があった。

回答

まず、保育所が地域資源と連携しながら子どもたちを育てていることを保護者へ伝えることが重要であるとの説明があった。その上で、保護者が子どもの生活圏や日常的に関わる地域の人々を知ることによって、地域への理解やつながりが深まるとの見解が示され、保護者にも自身の居住する地域との関係づくりをさりげなく促していくこともできる一つの方策との説明があった。さらに、地域の支援拠点や相談先について情報提供を行い、必要な際に支援へつながる関係づくりを推進することも保育所が担える重要な支援であるとの説明があった。

3 東京都からの報告

(1)地域における青少年健全育成推進会議 (発言者:石坂地域活動推進担当課長)

東京都 都民安全総合対策本部 地域活動推進担当課長の石坂でございます。私からは「地域における青少年健全育成推進会議」について御報告いたします。

東京都では、次代を担う青少年を地域全体で健全に育成するために、御覧の取組方針の基、様々な事業を展開しています。

都の事業は、画面中央上部の「区市町村と連携した地域の支援」、左下の「地区委員会の活動への支援」、右下の「学校と連携した学びの機会の提供」に大きく分かれており、区市町村の青少年行政主管課や青少年健全育成地区委員会、学校と連携しながら、地域での活動を支援しています。

次のスライドを御覧ください。

こちらでは、区市町村と連携した地域への支援について御説明いたします。

『青少年応援プロジェクト』では、多様な他者への理解、スポーツ体験、職業体験等のテーマに適した講師を派遣することで、講演会や交流体験イベントを支援しており、昨年度は13自治体にて計15回実施いたしました。画面は、昨年10月に足立区で実施した事例です。こちらでは、「スポーツ体験」をテーマに、体験会と交流会を行っていただきました。

次のスライドを御覧ください。

地域で青少年の健全育成活動を行っている「地区委員会」への支援です。

『地区委員会アドバイザー派遣』は、地区委員会の皆様が活動をしていく上での様々な課題を解決するために、専門家を派遣し、アドバイスをを行い、活動の活性化を図っています。画面は昨年度、福生市の地区委員会で実施した事例です。こちらでは、「子ども・若者の主体性が地域に生み出す魅力」をテーマに、講義とグループワークを実施していただきました。

次のスライドを御覧ください。

こちらは地区委員会等が地域ぐるみで青少年を育成する取組を「推進モデル」として指

定し、事例集としてまとめ、各地区の今後の活動の参考としていただくものです。

昨年度は、御覧の足立区、江戸川区の取組をモデル事例とさせていただきました。こちらの推進モデル事例集はホームページに掲載しておりますので、是非御覧ください。

続いて、学校と連携した、学びの機会を提供する事業を御紹介します。

『中学生の主張 東京都大会』では、中学生が、自らの主張を正しく伝え、理解してもらう力などを身に付けることを目的として、作文とスピーチのコンクールを実施しています。昨年度は約 5,100 名の中学生から応募があり、最優秀賞作品は全国大会へ推薦されました。昨年度までの作品は文集としてホームページに掲載しておりますので、是非御覧ください。

なお、今年度の都大会は 9 月 6 日（日曜日）、東京都庁で実施を予定しています。

最後に『あいさつ音楽劇』についてです。こちらは、都内の小学校において、児童が、保護者や地域の方々とともに、専門家による参加型の音楽劇を通じて、あいさつの大切さなどを学ぶ機会を提供する事業です。

これら御説明した事業の詳細は、ホームページで御覧いただけます。

地域において、青少年の健全育成を図っていくためには区市町村、地区委員会、学校、そして地域で活動をされている皆様との連携が不可欠であり、その連絡調整、情報共有の場として「地域における青少年健全育成会議」を設置しています。

東京都は、引き続き、皆様と一緒に取組を進めてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

(2)地域教育推進ネットワーク東京都協議会

(発言者:季武生涯学習課長)

教育庁 地域教育支援部 生涯学習課長の季武でございます。どうぞよろしくお願いいたします。私からは、今御紹介いただいた通り、「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組について報告をいたします。

この「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」は、企業や大学、NPO 等の専門的な教育力を、学校をはじめとした子供たちの教育活動に、効果的に繋げるための東京都レベ

ルのプラットフォームとして、平成 17 年度に東京都教育委員会が設置したものでございます。

本協議会は、教育支援を希望する企業、大学、NPO 等に会員団体になっていただき、ゆるやかなネットワークを作りながら、会員団体が提供できる教育プログラムを小・中学校や都立学校等に紹介をしております。

会員団体は、この 20 年間で累計 654 団体となりました。

特に現在は、学習指導要領で示されております「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、企業、大学、NPO 等の社会資源を効果的に活用するための取組に重点をおきまして取り組んでおります。

例えば、キャリア教育支援活動といたしまして、学校の負担を軽減しながら、学校の希望に応じて、外部資源と連携した授業を効果的に実施するための助言やプログラムづくり、授業実施の支援などを担う「プログラムアドバイザー」の派遣を行っています。

都立高校では、社会的・職業的自立支援教育プログラム事業としまして、令和 8 年度には対象となる 152 校に、72 の会員団体による 222 の多様な教育プログラム情報を提供し、この 152 校のすべての対象校において、教育課程の中で活用されています。

また、学校や地域で活躍するコーディネーターと、会員団体との連携を推進するためのフォーラムも実施しております。

昨年度は対面で「地域学校協働活動推進フォーラム」を開催いたしました。

特設サイトにて、会員団体の教育プログラム情報を公開するとともに、地域と学校の連携協働の取組事例についてテーマ別分科会を行いました。

本協議会のホームページにアクセスしていただきますと、アーカイブの動画を御視聴いただくことが可能となっております。取組についても詳しく御案内しておりますので、ぜひ御覧いただければと思います。

今後とも、「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の活動に御理解をいただくとともに、次代を担う子供たちに、豊かで多様な教育活動の機会を提供できますよう、御協力いただきたくお願い申し上げます。

私からは以上となります。どうもありがとうございました。

(3)子供に万引きをさせない連絡協議会 (発言者:高鳥共生社会担当課長)

都民安全総合対策本部 総合推進部 共生社会担当課長 高鳥と申します。私からは、「子供に万引きをさせない連絡協議会」について御報告いたします。万引きは、規範意識の低下を招き、より重大な非行につながる恐れがあることから、子供の健全育成の観点でも重要な課題です。

また、万引きは非行の入口とも言われており、子供たちが最初に関わりやすい行為である一方、その背景には家庭環境や学校での悩み、人間関係など様々な要因があることが指摘されています。このため、子供本人への指導だけでなく、学校、家庭、地域、店舗など子供を取り巻く環境全体の中で未然防止を図っていくことが重要です。

都では、こうした課題認識のもと、関係機関・団体が情報共有と意見交換を行う「子供に万引きをさせない連絡協議会」を開催し、万引き防止の取組を進めています。

令和8年度分として、先月5月27日に第29回協議会を開催しました。第一部では、法務少年支援センター及び警視庁から、子供の万引きの実態や東京都内の少年非行について報告を受け、それらを踏まえた協議を行いました。第二部では、都の取組を報告するとともに、学校外への啓発の在り方について協議を行いました。

第一部の講演では、万引きの理由として「欲しかった」「お金がなかった」といった表面的な要因のみならず、その背景に「認められたい」「つながりを感じたい」といった心理的要因があることが示され、行動だけではなく背景を理解することの重要性が共有されました。

また、警視庁からは、万引きによる検挙・補導人員が増加傾向にあることや、コンビニエンスストアでの発生が多いことなど、現状のデータが示されました。

こうした報告を踏まえ、各団体からは、子供自身の気づきを待つ姿勢の重要性、子供の変化に早期に気づく視点の重要性について意見がありました。また、保護者への働きかけや、地域における見守り・声かけの必要性、警察による非行防止教室の活用、RFID（電波により非接触で商品タグを読み取るシステム）の実装などについて情報が共有されました。

第二部では、都の取組を報告するとともに、学校外への啓発の在り方について協議を行いました。東京都では、万引き防止に向けて主に二つの取組を行っています。一つは万引

き防止啓発リーフレットの作成・配布、もう一つは、毎年都内小学校4校に対して行われる万引き防止をテーマとした音楽劇です。

今年度は、リーフレットを活用した出張授業や、万引き防止動画の作成に取り組んでいるところです。また、音楽劇を通じて、児童が主体的に万引き防止について考え、啓発作品の制作を通じて地域へ発信する取組も進めています。

一方、協議会では、現在の取組が学校中心となっていることを踏まえ、今後は学校外への働きかけを一層強化していく必要があるとの認識が共有されました。

具体的には、保護者が家庭で話題にしやすい情報発信の工夫や、地域の店舗における日常的な挨拶の重要性などが挙げられました。また、弁護士の方に法教育の文脈で万引き防止活動の啓発を行っていただく、被害経験を持つ店舗経営者に講話をお願いするなど、課題意識を共有する主体と連携した支援の必要性も示されました。

こうした議論を踏まえ、学校、家庭、地域、関係機関が連携しながら、子供の万引きを未然に防ぐ取組を継続的に広げていくこと、そして子供を取り巻く大人が共通の問題意識を持って関わっていくことの重要性を改めて確認しました。

今後も協議会を通じて関係機関・団体と連携し、未来ある子供たちが罪を犯すことなく健やかに育つ社会の実現を目指してまいります。以上で報告を終わります。

御清聴、ありがとうございました。